

あなたの思い、市政・県政に届け!

統一地方選挙



埼玉県議会議員一般選挙

4月12日

北本市議会議員一般選挙
北本市長選挙

4月26日

投票時間

午前7時から午後8時まで

未来をつくる
あなたの一票大切に



☎北本市選挙管理委員会事務局 (☎594-5510)

埼玉県議会議員一般選挙

- 日にち 平成27年4月3日(金)
- 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 場所 市役所会議室3-E・F

市議会議員一般選挙・市長選挙

- 日にち 平成27年4月19日(日)
- 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 場所 市役所会議室3-E・F

市議会議員一般選挙・市長選挙

- 住所要件
平成27年1月18日以前に北本市において住民票が作成され、引き続き3か月以上北本市に住所を有する人
 - 年齢要件
平成7年4月27日以前に生まれた人
- ※これらの要件を満たす人が他市町村に転出した場合については、投票することができません。

埼玉県議会議員一般選挙

- 住所要件
平成27年1月2日以前に北本市において住民票が作成され、引き続き3か月以上北本市に住所を有する人
 - 年齢要件
平成7年4月13日以前に生まれた人
- ※これらの要件を満たす人が1月3日以降に県内他市町村に転出した場合については、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を提示することにより、北本市で投票することができます。(転出は、1回に限ります。)

立候補の届出

立候補の届出の方法には、公職の候補者になろうとする人が自ら届出をする「本人届出」と、他の人を公職の候補者にしようとする「推薦届出」の2種類があります。いずれの場合も郵送による届出はできませんが、代理人による届出は認められています。

投票することができる人

選挙人名簿に登録されていることが選挙権行使の要件となります。ただし、公民権停止者は、投票することができません。具体的には、次のとおりです。

今年、4月に統一地方選挙が行われます。埼玉県議会議員一般選挙は4月12日(日)に、北本市議会議員一般選挙および北本市長選挙は4月26日(日)に投票が行われます。貴重な1票を無駄にすることなく、みんなそろって投票しましょう。

入場券について

投票所の入場券は、連記式はがき（同一世帯の有権者4人を1枚のはがきに掲載したもの）で郵送します。投票所に行くときには、1人分ずつはがみ等で切り離し、それぞれ名前をお確かめのうえ、お持ちください。「埼玉県議会議員一般選挙」と「北本市議会議員一般選挙・市長選挙」の入場券は、別々に郵送します。万一届かない場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。また、埼玉県議会議員一般選挙については、県内に転出した人に対して「お知らせ」を郵送します。

●入場券発送予定日

埼玉県議会議員一般選挙

4月3日(金)

市議会議員一般選挙・市長選挙

4月19日(日)

選挙公報について

候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を次の方法により配布します。

●公共施設に備え置き

北本市役所	コミュニティセンター	あすなる学園
北本駅連絡所	学習センター	教育センター
中央公民館	野外活動センター	北本消防署
中央図書館	体育センター	北本消防署東分署
児童館	健康増進センター	桶川北本水道企業団
こども図書館	総合福祉センター	J A あだち野北本支店
地区公民館	公立保育所	J A あだち野中丸支店
勤労福祉センター	こども療育センター	J A あだち野石戸支店

●新聞折り込み

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞、埼玉新聞の朝刊に広告と同じように折り込んで配布します。

折り込み予定日は
各投票日の
3日前頃

三不在運動で明るい選挙

政治家（候補者、候補者となろうとする人および現に公職にある人）が、選挙区内にある人に対して寄附をすること（政党その他の政治団体や親族に対するものおよび政治教育集会に関するやむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなるものであっても禁止されています。なお、政治教育集会に関する実費の補償であっても、食事や食料の提供は禁止されています。また、政治家以外の人が、政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

政治家は有権者に
寄附を贈らない!

有権者は政治家に
寄附を求めない!

政治家から有権者への
寄附は受け取らない!

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されています。

後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、香典、祝儀などを出すことも禁止されています。

時候の挨拶状の禁止

政治家は、選挙区内にある人に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などを出すことは禁止されています。

挨拶を目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある人に対する挨拶を目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告を出すことは禁止されています。



選挙Q&A よくある質問にお答えします

入場券について



今日から期日前投票が始まったのに、入場券が届きません。どうしてですか？

法令の規定により発送することができる日が決まっているので、期日前投票の初日には届かないことがあります。



【解説】

入場券は、法令の規定により、告示日（立候補する人が決まる日）以降に発送されます。一方、期日前投票は、法令の規定により、告示日の翌日から実施されます。これは、選挙に立候補する人が決まらないうちに、実際に投票を行うかどうかかわからないため、投票を行わないのに入場券を送付することで生じる混乱を避けるとともに、発送経費をムダにしないためといわれています。郵送に要する日数を踏まえると、期日前投票の初日には入場券が届いていない場合がありますが、期日前投票所では、入場券が無くても投票することができますので、安心して、期日前投票所にお越しください。

選挙公報について



選挙公報を読みたいのですが、どのように配布されるのですか？

選挙公報は、投票日の3日前頃に新聞折り込み・公共施設の備え置きの方法により、配布します。



【解説】

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載するもので、候補者の主義・主張をそのままお伝えするために、法令の規定により、候補者が用意した原稿をそのまま掲載することとなっています。

このようなことから、選挙公報は、選挙に立候補する人が決まった日（告示日）以降に作成をして、印刷をしなければなりません。そのため配布までに日数を要し、配布することができるのが投票日の3日前頃となります。期日前投票を利用する人にはご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

インターネットによる選挙運動について



インターネットによる選挙運動ができるようになったのですか？

はい。平成25年の参議院議員通常選挙から、できるようになりました。



【解説】

候補者は、インターネットを利用して、次のような選挙運動をすることができるようになりました。

- ① ホームページ・ブログの更新
- ② SNSへの記事の投稿 (Facebook、twitter 等)
- ③ 動画の配信 (Youtube、ニコニコ動画等)
- ④ 電子メールの送信
- ⑤ メッセージのやり取り (LINE 等)

このことで、パソコンやスマートフォンを使って、候補者の情報を、いつでもどこでも、より手軽に知ることができるようになりました。また、一般の有権者も同様にインターネットによる選挙運動ができるようになりました。ただし、一般の有権者は、④の電子メールによる選挙運動は禁止されているほか、次のような選挙運動も禁止されています。また、誹謗中傷やなりすまし等により処罰される場合もありますので、十分注意しましょう。

選挙運動の方法等に関する規制の例

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません。

電子メールを使った選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用メールを転送により頒布することもできません。

HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません。

選挙運動用のホームページや候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等の選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません。

未成年の選挙運動は禁止されています。

年齢満20歳未満の者は、インターネットによる選挙運動を含め、選挙運動をすることができません。

選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません。

インターネットによる選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示日・告示日から投票日の前日までしかすることができません。